

広島県教育委員会規則第七号

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月八日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則(昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の四第四項中「広島県収入証紙」を「納付書により、又は現金」に改め、同項ただし書を削る。

第三十五条第二項中「、又は広島県収入証紙をもって」を削る。

(広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正)

第二条 広島県立高等学校通信教育に関する規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「広島県収入証紙」を「現金」に改め、同項ただし書を削る。

第三十七条第二項中「広島県収入証紙」を「納付書により、又は現金」に改め、同項ただし書を削る。

(広島県立中学校学則の一部改正)

第三条 広島県立中学校学則(平成十五年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、又は広島県収入証紙をもって」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条による改正後の広島県立高等学校学則第二十六条の四第四項及び第三十五条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年十一月一日から平成二十七年十月三十一日までの間、聴講料及び入学者選抜料は、広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成二十五年広島県条例第七号。以下「整備条例」という。)附則第二項の規定によりなお従前の例により売りさばきを受けた証紙又は整備条例第十三条の規定による廃止前の広島県証紙条例(以下「旧条例」という。)第五条第一項の規定により売りさばきを受けた証紙(旧条例附則第三項の規定により旧条例の相当規定による広島県収入証紙とみなされるものを含む、消印されたもの又は著しく汚染若しくは損傷したものを除く。以下「未使用証紙」という。)をもって納付することができる。

3 第二条による改正後の広島県立高等学校通信教育に関する規則第三十五条第二項及び第

三十七条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年十一月一日から平成二十七年十月三十一日までの間、受講料及び選考料は、未使用証紙をもって納付することができる。

4 第三条による改正後の広島県立中学校学則第二十四条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年十一月一日から平成二十七年十月三十一日までの間、入学者選抜料は、未使用証紙をもって納付することができる。